

別紙

令和 7 年度持続的生産強化対策事業の第 2 次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表 4 の共通の審査基準及び別表 4 の規定に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表 4（審査基準）

要領本体第 3 の 1（3）の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ケ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く 1 及び 2 の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。
②	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。

- (1) 輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (2) フラッグシップ輸出産地を事業実施主体に含む場合は1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (4) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (5) 革新実施計画の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (6) 地域計画の協議の場に協議会の構成員が参画している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイント加算できるものとする。また、将来像が明確化された地域計画の区域内で取組が行われている場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準（産地構造転換パイロット事業（パイロット実証事業））

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性 【事業内容の 妥当性】	【事業内容の妥当性】 ・省力化や作業の合理化に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②波及効果 【普及計画の 妥当性】	【普及計画の妥当性】 ・構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるモデルか。 ・生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。 ・その方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各事業の審査基準（作付体系転換支援事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性・新規性	・土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。 ・実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。 ・新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。 ・当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。 ・本事業で今まで採択されていない取組であるか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
② 妥当性	・事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。 ・生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥当か。 ・試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。 ・事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。 ・生産性向上重点地域の一部又は全部において、将来像が明確化された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち、以下の①及び②の要件を満たすものをいう。）が策定されているか。なお、1つの地域計画が複数の目標地図（基盤強化法第19条第3項に基づく地図をいう。）を含む場合にあっては、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）の対象地域内で行われる場合も含む。 ① 農用地の利用の集積に関する目標 地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。 （ア）目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」と	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

	いう。)を下回らないこと。 (イ) 目標集積率が8割以上であること。 ただし、都府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。 ・ 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること ・ 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること ・ 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること ② 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。 (ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること (イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること		
--	---	--	--

2 各事業の審査基準（養蜂等振興強化推進）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性	・事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。 ・養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。 ・地域における課題が十分に分析されているか。 ・地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。 ・協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
②波及効果	ア 蜂群配置調整適正化支援事業 ・蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画（第1の1（1）ア（オ）に取り組む場合にあっては、耕種農家との連携による3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha以上増加する計画）となっているか。 ・飼育箱数を3%以上増加（蜜蜂の生存率が5%以上の向上）又は維持（農薬被害等からの退避が関与する場合のみ）する計画となっているか。 ・長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を150本以上植栽する計画となっているか。 ・蜜源植物の管理面積が10%以上増加する計画となっているか。 ・普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信できる計画となっているか。 ・協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組（蜜源植栽等）を支援する予算が本公募年度の前年度に成立したか。 ・検討会議で検討された事項又は蜂群配置調整に資する実態把握調査等により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。	7～6つ満たす。 5～4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0
	イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 ・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会に参加している園芸農家の割合が、60%以上であるか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0

	ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援	5つ満たす。	5
	・ 成果目標の指標が、事業実施前と比べ 60 ポイント以上増加するか。	4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	・ 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。	2つ満たす。	2
	・ 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。	1つ満たす。	1
	・ 利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。	1つも認められない。	0
	・ 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。		

2 各事業の審査基準（地域の生産体制強化・需要創出事業）

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標（2）	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。 ・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	有機JAS認定の取得 10%以上 8%以上 5%以上 2%以上	1 4 3 2 1
成果目標（3）	主要品種指数を直近値の2以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。）	34以上 26以上 18以上 10以上 2以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	第4の1(2)イ(エ)に規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 （a）ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 （b）新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1

	設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。		
成果目標 (6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上 5 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上 5 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8 %以上 6 %以上 4 %以上 2 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上を図る。	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	4 3 2 1

	・支援対象者のうち１名以上が収入保険制度に加入している場合は１ポイント追加。	収入保険制度への加入	１
成果目標（１２）	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから１０％以上削減する。	１８％以上 １６％以上 １４％以上 １２％以上 １０％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（１３）	事業実施主体が事業を実施する地区（以下「実施地区」という。）において、茶の生産量の合計を５％以上増加。	１３％以上 １１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（１４）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	１３％以上 １１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（１５）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	５人以上 ４人 ３人 ２人 １人	５ ４ ３ ２ １

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅱ 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、蚕の飼育数量を５％以上増加。	１３％以上 １１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（２）	実施地区において、繭の生産量を５％以上増加。	１３％以上 １１％以上	５ ４

		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（３）	実施地区において、蚕種の生産量を５％以上増加。	13％以上	5
		11％以上	4
		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（４）	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を５％以上増加。	11％以上	5
		9 %以上	4
		7 %以上	3
		6 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（５）	10a 当たり又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の２％以上低減。	10％以上	5
		8 %以上	4
		6 %以上	3
		4 %以上	2
		2 %以上	1
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（７）	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を１つ以上創出。	5 契約以上	5
		4 契約	4
		3 契約	3
		2 契約	2
		1 契約	1
成果目標（８）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	5 人以上	5
		4 人	4
		3 人	3
		2 人	2
		1 人	1

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	11％以上	5
		9 %以上	4
		7 %以上	3
		5 %以上	2

		3 %以上	1
成果目標（2）	1 戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 10%以上増加。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標（3）	実施地区において、1 戸当たりの畳表の生産量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 3 %以上増加。	11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上 3 %以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 3 ポイント以上増加。	11 ポイント以上 9 ポイント以上 7 ポイント以上 5 ポイント以上 3 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	10a 当たりの労働時間を直近値の 2 %以上削減。	10%以上 8 %以上 6 %以上 4 %以上 2 %以上	5 4 3 2 1
成果目標（6）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の 5 %以上向上。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標（7）	いぐさ原草 1 kg 当たりの燃油等使用量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標（8）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅳ 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を５％以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は１ポイント追加。	20％以上 15％以上 10％以上 ５％以上 農地中間管理機構との連携	4 3 2 1 1
成果目標（２）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を５％以上増加。	25％以上 20％以上 15％以上 10％以上 ５％以上	5 4 3 2 1
成果目標（３）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を２％以上低減。	10％以上 ８％以上 ６％以上 ４％以上 ２％以上	5 4 3 2 1
成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、１つ以上を種苗として供給。	５つ以上 ４つ ３つ ２つ １つ	5 4 3 2 1
成果目標（５）	１つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	５契約以上 ４契約 ３契約 ２契約 １契約	5 4 3 2 1
成果目標（６）	１つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	５つ以上 ４つ ３つ ２つ １つ	5 4 3 2 1
成果目標（７）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が１人以上増加。	５人以上 ４人 ３人 ２人 １人	5 4 3 2 1
成果目標（８）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直	13％以上	5

	近値の５％以上向上。	11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（９）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	５人以上	5
		４人	4
		３人	3
		２人	2
		１人	1

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50％以上拡大。	90％以上	5
		80％以上	4
		70％以上	3
		60％以上	2
		50％以上	1
成果目標（２）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50％以上拡大。	90％以上	5
		80％以上	4
		70％以上	3
		60％以上	2
		50％以上	1
成果目標（３）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を５％以上削減。	25％以上削減	5
		20％以上削減	4
		15％以上削減	3
		10％以上削減	2
		５％以上削減	1
成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、１つ以上を種苗として供給。	５つ以上	5
		４つ	4
		３つ	3
		２つ	2
		１つ	1
成果目標（５）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合）事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が５人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3

		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（7）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5 %以上増加。	13 %以上	5
		11 %以上	4
		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（2）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5 %以上増加。	13 %以上	5
		11 %以上	4
		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（3）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a 当たりの労働時間を5 %以上削減。	25 %以上	5
		20 %以上	4
		15 %以上	3
		10 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（4）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a 当たりの収量を5 %以上増加。	25 %以上	5
		20 %以上	4
		15 %以上	3
		10 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標（5）	事業で取り組む地域特産作物について、1 社以上の供給先を確保。	5 社以上	5
		4 社	4
		3 社	3
		2 社	2
		1 社	1
成果目標（6）	（初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合） 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	7人以上	5
		6人	4
		5人	3
		4人	2
		3人	1

成果目標（７）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（８）	（永年性工芸作物の改植等に取り組む場合） 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を１％以上増加。	5％以上	5
		4％以上	4
		3％以上	3
		2％以上	2
		1％以上	1
成果目標（９）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
成果目標（10）	（葉たばこ品質向上支援に取り組む場合） 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を３ポイント以上向上。 （事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するＡタイプの割合）	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標（11）	（葉たばこ品質向上支援に取り組む場合） 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を１％以上増加。	5％以上	5
		4％以上	4
		3％以上	3
		2％以上	2
		1％以上	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	開発した新商品を１つ以上販売開始。	５つ以上	5
		４つ	4
		３つ	3
		２つ	2
		１つ	1
成果目標（２）	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を１％以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を１％以上確保。	5％以上	5
		4％以上	4
		3％以上	3
		2％以上	2
		1％以上	1

成果目標（３）	新たな販路を１つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	５つ以上	５
		４つ	４
		３つ	３
		２つ	２
		１つ	１
成果目標（４）	契約取引量指数を直近値より７以上増加。	３５以上	５
		２８以上	４
		２１以上	３
		１４以上	２
		７以上	１
成果目標（５）	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	１３％以上	５
		１１％以上	４
		９％以上	３
		７％以上	２
		５％以上	１

2 各事業の審査基準（国内産いもでん粉高品質化推進事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実行性 （評価項目の3つの項目から1つを選択するものとする。）	10a 当たり収量が1%以上増加	10%以上増加	5
		8%以上増加	4
		6%以上増加	3
		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1%未満増加	0
	食品用でん粉販売金額のシェアが1.4%以上増加	7.0%以上増加	5
		5.6%以上増加	4
		4.2%以上増加	3
		2.8%以上増加	2
		1.4%以上増加	1
		1.4%未満増加	0
	いもでん粉製造工場における製造歩留りが0.1%以上増加	0.5%以上増加	5
		0.4%以上増加	4
		0.3%以上増加	3
		0.2%以上増加	2
		0.1%以上増加	1
		0.1%未満増加	0
事業実施主体の 適格性	- 効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いもの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有しており、事業を的確に行える能力を有している。 - 事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にある。又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係にある。もしくはその関係になることが見込まれる。 - 農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場（又は同等のでん粉を製造する工場）である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 - 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条3号の認定（経営改善計画の認定）を受けている工場である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 - 事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と認められている者がいる。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

2 各事業の審査基準（さとうきび農業機械等導入支援事業）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a 以外で導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・ 作付面積を 1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・ 生産量を 5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
	・ 作型別栽培の 10a 当たり収量を 5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
	・ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加	30ポイント以上	5
		24ポイント以上	4
		18ポイント以上	3
		12ポイント以上	2
		6ポイント以上	1

		6ポイント未満	0
② 地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。	5つ以上満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

2 各事業の審査基準（農作業安全研修の実施に係る都道府県推進組織等への支援）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
事業実施内容	・ 協議会の構成員相互で連携した研修実施を計画しているか。	5つ満たす。	5
	・ 農作業安全に関する指導者の研修講師としての活用を企画しているか。	4つ満たす。	4
	・ 農作業安全の基本的な要素が含まれた研修内容となっているか。	3つ満たす。	3
	・ 幅広い農業者の受講が可能な研修となっているか。	2つ満たす。	2
	・ 高齢農業者への配慮が行われているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
創意工夫	農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	・ 5つ以上	3つ満たす。	3
	・ 4つ以上	2つ満たす。	2
	・ 3つ以上	1つ満たす。	1
	・ 2つ以上	1つも満たさない。	0
	・ 1つ以上		